

2025（令和7）年度
社会福祉法人富士見市社会福祉協議会
職員採用試験 受験案内

- 1 富士見市社会福祉協議会が求める人物像
 - （1）柔軟な姿勢をもち、果敢にチャレンジする職員
 - （2）市民、地域から頼られる職員
 - （3）コスト意識と経営感覚を備えた職員
 - （4）社会福祉協議会の一員としての自覚をもち、職場で信頼される職員
- 2 募集職種
富士見市社会福祉協議会正規職員
「職務の概要等」
地域福祉の推進に関する企画・立案・調整、相談・支援、総務・経理などの業務に従事
- 3 採用予定人員
若干名
- 4 採用予定日
2026（令和8）年4月1日
- 5 勤務場所
富士見市社会福祉協議会の運営する拠点の範囲内（市内）
- 6 受験資格
次の（1）から（4）までのすべてを満たす人
 - （1）2026（令和8）年4月1日現在、39歳までの人（1986（昭和61）年4月2日以降に生まれた人）で、申込時点において民間企業等（※1）における職務経験が5年以上あり、社会福祉士の資格を有する人（取得見込みを含む。）

※1 民間企業等の職務経験は、民間企業、各種法人、団体、官公庁において、常勤（1週間の勤務が35時間以上）かつ同一の民間企業等に1年以上継続して就業していた期間とします。なお、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、勤務した期間から除きます。

(2) 学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する人

※高等学校卒業程度とは、中等教育学校、高等学校卒業程度認定試験を含みます。

(3) 普通自動車第一種免許取得者（A T 限定可）

(4) 次のいずれにも該当しない人

- ・日本国籍を有しない人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7 試験の日時、内容など

(1) 試験

①日時

2025（令和7）年12月13日（土） 午前9時30分から開始

※試験時間は、別途ご案内いたします。

なお、時間は厳守してください。遅れた場合は受験できません。

※自然災害等で試験を中止又は開始時刻の変更等をする場合は、直接ご連絡します。

②場所

市民福祉活動センターぱれっと（富士見市大字鶴馬1932番地7）

③内容

個別面接試験（対面）

(2) 合否の通知

合否の結果は、2025（令和7）年12月下旬（予定）に通知します。なお、試験結果についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

8 受験申込方法等

(1) 受付期間

2025（令和7）年10月1日（水）～

2025（令和7）年11月28日（金） 《最終日必着》

【郵送の場合】 封筒の表面に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず「簡易書留」で郵送してください。

【持参の場合】 期限内の月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

①申込書、受験票

申込書は、本会ホームページからダウンロードしたものを用いてください。

また、顔写真は、受験者本人であることを確認できる写真（申込前6か月以内に撮影した、本人のみの上半身・無帽・正面向き・背景なし、縦4cm×横3cm）を必ず貼付してください。

受験票は、試験当日にご持参ください。

※受験票は、後日郵送いたします。

②履歴書

履歴書は、本会ホームページからダウンロードしたものを用い、写真は申込書と同様に貼付してください。

志望の動機は、試験の審査対象になります。必ずご記入ください。

③小論文

小論文用紙は、本会ホームページからダウンロードしたものを用いてください。

テーマ「自分のコミュニケーション能力について」800字以内で記述してください。

※福祉の仕事をする上で、コミュニケーション能力はとても重要なスキルとなります。今までの社会人経験をとおして、ご自身の強み・苦手な点を具体的に挙げ、述べてください。

④「社会福祉士登録証」の写し

⑤その他

民間企業等において職務経験がある場合は、職務経験確認のため職務経歴書（任意様式）の提出をお願いします。

※合格発表後、職務経験確認のため、別途職歴証明書（勤務していたことを証明するために取得していただく書類）を提出していただきます。

(3) 返信用封筒1通（受験票送付用）

市販封筒（定型長形3号235mm×120mm）に110円切手を貼付し、受験者の住所、氏名、郵便番号をご記入ください。

(4) 申込先

〒354-0021 富士見市大字鶴馬1932番地7

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会 職員採用担当宛て

9 給与、勤務時間等

給与、勤務時間などは、富士見市社会福祉協議会の諸規程によります。

(1) 給与

令和7年4月1日現在の初任給は次のとおりです（地域手当を含む。）。

大学卒	239,190円
短大卒	222,705円
高校卒	209,370円

※ほかに地域手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当及び期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

※卒業後に一定の経歴があった場合、規程に定める基準により金額が加算されます。

【モデル給与例】

年齢、家族構成、経験年数等	月額給与	年収
年齢39歳 家族構成：配偶者、子3人 住居：賃貸 大学卒業後、民間企業等における職務経験が17年	365,125円	579万円

※年収は、賞与（4.6か月分）を含んでいます。

初年度は6月期末・勤勉手当が満額支給されないため、モデル年収のとおりとならない場合があります。

※昇給は、勤務成績に応じ年1回行います。

※採用前に給与改定があった場合はそれによります。

※全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の制度に加入しています。

(2) 勤務時間、休日、休暇

①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

②休日

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで

③休暇

年次有給休暇20日、夏季休暇7日、疾病などの場合の病気休暇、結婚・忌引・出産などの場合の特別休暇などがあります。その他、育児・介護休業などの制度もあります。

※有給休暇：入職時に付与いたします。

※夏季休暇：6～10月の期間内で、取得することができます。

10 保険

社会保険及び労働保険に加入しています。

1 1 その他

- (1) 書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。
- (2) 提出書類に係る個人情報、本試験のみに使用します。
- (3) 受験票が届かない場合は、以下問合せ先まで必ずお問い合わせください。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 受験資格がないこと、申込記載事項が正しくないことが判明した場合は、試験の中止又は合格を取り消すことがあります。

1 2 問合せ先

採用試験についてご不明な点は、以下にお問い合わせください。

〒354-0021

富士見市大字鶴馬1932番地7

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会

電話 049-254-0747

【案内図】

